

【第13準備書面（その1）の要点】 29・12・13 弁護士古川元晴

第1 第13準備書面の目的と要点及び概要・・・序章

1 目的・・・「要旨」冒頭柱書

被告らの、

- ① 2006（平成18）年の改訂後の耐震設計審査指針（新指針）に照らした耐震安全性確認上の
- ② 不作為の違法性と
- ③ その真の原因（本件事故発生の根源的要因）を明らかにする。

2 要点

(1) 「耐震安全性確認」とは？

ア 確認の対象・・・新指針の主要な改正点

(ア) 想定すべき地震・津波の範囲についての考え方の明確化

- 「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切」な地震及び津波（地震随伴事象）
- 想定すべき津波に対する安全性の確認
 - ① 敷地高を超える・・・建屋内の原子炉冷却用の電源設備が浸水により機能喪失（SBO）
 - ② 海水ポンプが水没する・・・原子炉を冷却する海水を循環させているポンプの機能喪失

(イ) 主要な施設の耐震性の強化・・・耐震性の確認

- ① 施設・・・耐震重要度分類の再編
- ② 耐震性の強化・・・基準地震動の引き上げ

イ 確認の必要性とは？

(ア) 確認の対象

- 地震に対する安全性（耐震性）

(イ) 確認の必要性・・・「要旨」第1、1（2）

炉規法24条1項4号が定める安全基準に適合していると認められない場合は「許可してはならない」状態化

(2) 「不作為の違法性」とは？

ア 被告らに課されている3つの根幹的な責務・・・「要旨」第1、1（1）

イ 「安全性確認」のための基本的な措置義務・・・「要旨」第1、1（2）
「危険業務の停止」が法令上の大原則 → 「原子炉の停止」が大原則

ウ 被告らの不作為の違法性・・・「要旨」第1、2（1）（2）

エ 被告らの反論は失当であり、暴論・・・「要旨」第1、3

(ア) 反論

- 被告東電・・・バックチェックは多岐にわたり、長期に及ぶことはやむを得なかった
- 被告国
 - ① 被告東電に対する行政指導を種々行っていた。
 - ② 津波は、地震対策に比し、切迫性、優先性が低かった。

(イ) 失当・・「法的な義務」についての基本的な理解、自覚を欠く暴論

(3) 「その真の原因（本件事故発生の根源的要因）」とは？

- ① 「原子炉を停めない」範囲内での安全性確認にとどまった
- ② 原発推進（被告国の国家政策であり被告東電の経営政策）を人々の命と社会の安全より優先させた。

3 各章の概要（「要旨」各章の1 論点）

第1章 本指針改訂後における安全確保関係法令の解釈、適用について（「要旨」

- ① 耐震設計審査指針改訂の法的な意義と効果
- ② 審査指針の改正点及びそれへの対応の在り方
- ③ バックチェック決定に伴う規制権限の意図的な放棄による監視、監督機能の崩壊

第2章 被告らのバックチェック実施状況の概要と問題点

- ① 保安院のバックチェックに関する指示の概要と問題点
- ② 被告らのバックチェック指示に基づくバックチェック実施状況の概要
- ④ 被告らのプルサーマル導入に伴う耐震安全性評価としての特別のバックチェック実施状況について

第3章 耐震性についてのバックチェック実施の大幅な後れと不十分性について

- ① 耐震性に関するバックチェック中間報告とその問題点
- ② プルサーマル導入に伴う福島第一3号機についての報告とその問題点
- ③ 対策工事の実施状況とその問題点
- ④ 耐震性についてのバックチェック実施が大幅に遅れた真の原因

第4章 津波についてのバックチェック実施の致命的な完全先送りについて

- ① 被告らが「長期評価」の津波予測についてのバックチェックを完全先送りしていた経緯について
- ② 被告らが貞観津波の予測についてのバックチェックを完全先送りしていた経緯について
- ③ 3月7日の打合せ（ヒアリング）について
- ④ 東北電力の女川原発に対する津波バックチェック実施状況との対比

第5章 地元自治体と「原発の安全」確保について・・地元自治体の観点

- ① 地元自治体と「原発の安全」確保との関係を踏まえた上で、
- ② 被告らが、バックチェック実施において、地震及び津波に対する安全性確認に上記のとおり致命的な不備が存在していたにもかかわらず、
- ③ 地元自治体に対してこれを隠蔽し絶対安全を装っていたこと、及びその違法性、背信性

別途提出予定の第13準備書面（その2）で論じる

第6章 総括・・新指針に基づいた地震及び津波に対する安全性確認がかくも致命的に不備であった真の理由（本件事故発生の根源的要因）

別途提出予定の第13準備書面（その2）で論じる

第2 各章の要点（「要旨」各章の2 要点）

第1章

- 1 新指針の運用を、既設炉に対しては、「バックフィット」ではなく「バックチェック」に止めたことの意義等
 - (1) 法的な意義
 - ア 「バックフィット」・・・新指針を適用すること
 - イ 「バックチェック」・・・新指針を適用せず、単に適合しているかどうかを確認することと定めること
 - (2) 正当化する理由
既設炉の安全は、旧指針下においても十分に確保されている・・・被告らの共通認識
→ 新指針については「念のため」にバックチェックすれば足りる。
 - (3) 目的
「既設炉を停めない」 → 「長期評価」の津波予測の「想定外」を維持
- 2 「バックチェック」に止めたことの法的な効果
 - (1) 被告らの旧指針下における耐震安全性評価を正当化する効果・・・理由、目的どおりの効果
 - (2) 被告国が、理由・目的を実現するため規制権限を意図的に放棄→ 監視、監督機能の崩壊
 - ア 規制権限・・・新指針の適用がない
 - ① 炉規法26条変更許可申請
 - ② 電業法上の技術基準省令
 - イ 検査制度・・・新指針の適用がない・・・検査制度の崩壊
 - ① 炉規法上の検査制度
 - ② 電業法上の検査制度
- 3 バックチェック実施への影響
かかる監視、監督機能の崩壊状況下において実施
→ ①バックチェック実施が極めて不十分な状況に止まった。
②本件事故発生は、その必然的な結果・・・バックチェック実施の「致命的な不備」

第2～第4章

- 1 バックチェック実施の「致命的な不備」の要点（「要旨」第2章2、第3章2）
 - (1) 地震
 - ①不十分な中間報告どまり
 - ②最終報告の時期もずると先送り
 - (2) 津波・・・中間報告の対象ともせず、完全な先送り
 - (3) 対策工事・・・極めて不十分な状況に止まっていた。
- 2 バックチェック実施の「致命的な不備」の具体的内容
 - (1) 2つの津波予測（「要旨」第4章2（1））
 - (2) 長期評価」の津波予測に関する経緯・・・（別紙）1参照
 - (3) 貞観津波の予測とプルサーマル計画の実施に関する経緯・・・（別紙）2参照

(別紙) 津波に関する時系列的な経緯と要点

1 「長期評価」の津波予測に関する経緯(「要旨」第4章)

2002・3	土木学会が「津波評価技術」を策定
2002・7	*推進本部が「長期評価」公表
2006・1	*中央防災会議が専門調査報告書を公表
2006・1	安全情報検討会が溢水勉強会を設置(構成:保安院、機構、事業者)
2006・5	東電が、第3回溢水勉強会において、F1・5号機の外部溢水に関する実態調査結果を報告
2006・8	保安院・機構が共同作成した「進捗状況管理表No8」・・・本件事故後に判明
2006・9	*安全委が耐震設計審査指針を改訂
2006・9	*保安院がバックチェック指示
2006・10	保安院が、事業者に対する一括ヒアリングにおいて津波に関する口頭指示
2007・4	保安院が事業者と津波について打合せ
2007・11	東電が、バックチェック実施のために、東電設計に対し、「長期評価」の津波予測に基づくF1における波高計算を委託・・・本件事故後の刑事裁判・冒頭陳述により判明
2008・3	東電が、バックチェック実施のために東電設計に委託していた「長期評価」の津波予測に基づく波高計算結果が出る(最高15.7m)
2008・3	*東電がF1・5号機(代表号機)についての中間報告書を提出
2008・9	東電が、F1において、上記計算結果に関する社内会議・・・「本件事故後に会議後回収」文書が判明(「要旨」第4章2(2)ア)
2009・6	*東電がF1・1～4、6号機についての中間報告書を提出
2009・7	*保安院が東電のF1・5号機についての中間報告を妥当なもの評価
2009・11	安全委が、保安院の評価を妥当なものとする決定
2010・11	東北電力が女川原発につき実施した津波バックチェックについて、機構が、保安院の指示に基づき行った解析結果を保安院に報告・・・本件事故後に報告文書が判明(「要旨」第4章2(3))
2011・3	保安が東電と津波に関する打合せ

2 貞観津波の予測とプルサーマル計画の実施に関する経緯(第2章、第4章)

2008・10	東電が、東大地震研究所佐竹健治教授の論文をもとに、福島第一原発における貞観津波の波高計算を行い、9.2mという数値を得た。
2009・9	東電が、保安院に対し、貞観津波の上記計算結果等を説明 → 海水ポンプが水没して冷却機能を喪失することを認識
2010・3	*福島県知事が、経済産業大臣に対し、プルサーマル計画の実施に係るF1・3号機についての技術的3条件確認の申し入れ
2010・5	*経産省が、総合エネルギー調査会において、東電の3号機の中間報告の妥当性を新偽することを決定 ← 保安院内部における経緯(「要旨」第4章2(2)イ)
2010・5	*東電が、技術的3条件についての評価を福島県に報告
2010・7	*保安院が、技術的3条件についての評価を発表

